

庄原市介護人材確保事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市介護人材確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の介護サービス事業所で就労している者に対し、予算の範囲内で庄原市介護人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市内において不足する介護人材の確保を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス若しくは同条第 26 項に規定する施設サービス、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）又は同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 介護サービス事業所 介護サービスを行う事業所
- (3) 介護職員等 次のいずれかに該当する者
 - ア 介護サービスでの身体介護、生活支援等、直接介護の実務に携わる者
 - イ 居宅介護支援・介護予防支援業務を行う者
- (4) 正規雇用 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であって、かつ、雇用期間の定めのない労働契約に基づく雇用
- (5) 有資格者 介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者で、介護職員等であるもの
- (6) 転入雇用者 本市に転入した日前 3 月の期間において本市の住民基本台帳に記録されていない者で、次のいずれかに該当する者

ア 本市に転入した日以後1月以内に、市内で介護サービスを行う法人において介護職員等として正規雇用された者

イ 本市に転入した日前1月以内に、市内で介護サービスを行う法人において介護職員等として正規雇用された者

(7) 新卒雇用者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校を卒業した者で、当該学校を卒業した日の属する月の翌月（当該学校を卒業した日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日から起算して1年を超える日までの間に、市内で介護サービスを行う法人（交付申請の日において雇用されている法人に限る。）において介護職員等として正規雇用されたもの

（補助金交付の対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で介護サービスを行う法人に、令和4年4月1日以降に介護職員等として正規雇用された者。ただし、当該法人に正規雇用された日前1年以内の間において、介護職員等として正規雇用され、かつ、市内の介護サービス事業所に在籍していない者に限る。

(2) 市内で介護サービスを行う法人に、令和4年4月1日以降に介護職員等として正規雇用された日から引き続き1年を超えて、市内の介護サービス事業所に介護職員等として在籍し、第5条に定める交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市内の介護サービス事業所に介護職員等として現に在籍していること。

(3) 市内の介護サービス事業所に介護職員等として在籍する期間が連続して1年を超えた日（以下「基準日」という。）前1年間（前条第6号イに掲げる者にあつては、転入した日から基準日までの間）、本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、基準日から交付申請日までの間において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(4) 庄原市職員でないこと。

(5) 世帯員全員が市税を滞納していないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の交付対象者につき、1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市介護人材確保事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 勤務証明書（様式第2号）

(2) 正規雇用されていることを証する書類（雇用契約書等）の写し

(3) 有資格者であることを証する書類の写し（該当者のみ）

(4) 学校を卒業したことを証する書類（卒業証書等）の写し（新卒雇用者のみ）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める交付申請は、基準日から起算して3月以内又は基準日の属する市の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項に定める申請手続については、庄原市補助金交付規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「交付を決定し、及び交付額を確定する。」と読み替えてこれらの規定を適用する。
(交付決定等)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市介護人材確保事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないことを決定したときは庄原市介護人材確保事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市介護人材確保事業補助金交付請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

| 交付対象者の区分 | | 補助金の額 |
|----------|--------------|-------|
| 有資格者 | 転入雇用者又は新卒雇用者 | 20万円 |
| | 上記以外の者 | 15万円 |
| 上記以外の者 | 転入雇用者又は新卒雇用者 | 10万円 |
| | 上記以外の者 | 5万円 |